

松江市告示第 206 号

松江市妊婦・パートナー歯科健康診査事業実施要綱を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市妊婦・パートナー歯科健康診査事業実施要綱

(目的)

第 1 条 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 9 条及び第 10 条に基づき、若年からの歯科保健対策として妊婦とそのパートナーの歯科健康診査（以下「歯科健診」という。）を行う事業（以下「この事業」という。）を実施することにより、妊婦及びそのパートナー自身の口腔及び健康管理並びに生まれてくる子どもの口腔衛生の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体等)

第 2 条 この事業の実施主体は、松江市とする。ただし、歯科健診その他の一部の業務（以下「委託業務」という。）については、医療機関に委託して行う。

2 前項ただし書の委託を行うに当たっては、委託料その他の必要事項について委託契約を締結するものとする。

3 松江市歯科医師会に加入している医療機関にあっては、同会が松江市と締結した契約に従い、委託業務を行うことができる。

(対象者)

第 3 条 この事業は、松江市に住民登録を有し、次の各号のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 初妊婦（母子保健法第 15 条の規定により市長に妊娠の届出をした際に、当該妊娠が初回の妊娠であることを届け出た者又は市外から転入した妊婦であって、当該妊娠が初回の妊娠であることを市長に申し出た者をいう。）

(2) 前号に掲げる者のパートナー（配偶者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。）

(歯科健診の内容)

第 4 条 歯科健診の内容は、次の各号に掲げるものとし、その実施の詳細については別に定め

るものとする。

- (1) 歯の健康診査
- (2) 歯科保健指導
- (3) ブラッシング指導
- (4) その他対象者の口腔衛生の向上に必要と認められる情報提供
(受診券の交付)

第5条 市長は、母子健康手帳の交付の際に、市長が別に定める松江市妊婦・パートナー歯科健康診査受診券（以下「受診券」という。）を対象者に交付するものとする。

（実施の方法）

第6条 歯科健診を受診する者は、第2条の規定により市から委託を受けた医療機関（以下「実施医療機関」という。）に受診券を提出することにより歯科健診を受けるものとし、受診回数は、1回とする。

2 受診券の有効期間は、受診券の交付の日から出産の日までとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に定める対象者の健診受診にかかる自己負担は、無料とする。

（実施の報告及び記録表の保存）

第8条 実施医療機関は、歯科健診終了後、市長が別に定める「歯周病検診記録票【妊婦・パートナー】（松江市用）」により、速やかに松江市に報告する。

2 実施医療機関は、市長が別に定める「歯周病検診記録票【妊婦・パートナー】（歯科医師用）」を少なくとも5年間保存しなければならない。

（個人情報の保護）

第9条 松江市、実施機関等の関係者は、この事業の実施に当たり、個人情報の保護に特に留意し、秘密を保持しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。